

金総第1645号

平成20年5月19日

日本公認会計士協会

会長 増田 宏一 殿

金融庁総務企画局長 三國谷 勝範

### 公認会計士・監査法人におけるインサイダー取引防止に係る対応策について

先般、市場の公正性・透明性の確保という点で大きな公共的な役割を担っている公認会計士が、業務で知り得た企業の内部情報をを利用してインサイダー取引を行い、当該公認会計士に対して業務停止等の行政処分を課するという事案が発生いたしました。

この件を踏まえ、貴協会におかれでは、再発防止のためにすべての監査事務所に対して内部管理体制の整備を要請する等を内容とする会長通牒を平成20年3月18日付で発出されたところであります。

一方で、昨今、証券会社職員などによるインサイダー取引の容疑により逮捕者が出るといった事案が発生し、金融・資本市場に対する信頼性の向上に向けて、金融・資本市場のインフラを担う参加者における実効あるインサイダー取引の再発防止策の徹底が一層強く求められる状況となっています。

以上のような状況に鑑み、外部監査を通じて企業財務情報の信頼性を確保し我が国金融・資本市場の健全性・透明性を維持していく上で極めて重要な役割を担っている公認会計士・監査法人に対し、この際、改めて平成20年3月18日付貴協会会長通牒の実効性を更に強めるための具体的な対策をとることが重要であることから、貴協会において下記に掲げる対応策を講じるよう要請します。

## 記

1. 平成 20 年 3 月 18 日付貴協会会長通牒により各監査事務所に求めた職業倫理遵守のための内部管理体制の整備等のフォローアップとして、
  - (1) 上場会社を監査する監査事務所に対し、インサイダー取引防止に関する内部管理体制の整備・運用状況、監査事務所構成員の監査関連株式の保有状況、インサイダー取引の抑止を含む職業倫理に関する規定及び研修の状況並びにその他のインサイダー取引防止について講じている措置がある場合のその内容等について、平成 20 年 8 月末までに貴協会に報告させ、実態の把握に努めること。
  - (2) (1)に基づく各監査事務所の報告内容を貴協会で取りまとめ、平成 20 年 9 月末までに金融庁に報告すること。
  - (3) (1)の報告内容が不十分である等、インサイダー取引防止に関する取組みが適切でない監査事務所に対し、貴協会として指導等を行うこと。
2. 貴協会として、インサイダー取引の防止のため、監査事務所構成員の保有有価証券の把握、取引制限、監査事務所内の情報管理体制等に関する具体的な指針の策定について検討を行うこと。